

## 滋賀県空き家バンク活用支援モデル事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、空き家を移住や定住施策の推進に活用するという観点から、空き家バンクを設置している市町(以下「補助事業者」という。)が空き家バンクの更なる活用促進を図る事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則(昭和 48 年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 県内に存する住宅のうち、現に使用されていないもの
- (2) 空き家バンク 空き家の流通のための情報収集、情報提供、ワンストップサービスによる相談対応その他空き家所有者と取得・利用希望者との橋渡しを行う仕組み
- (3) 既存住宅状況調査技術者 経年変化その他の建物に生じる事象に関する知識および能力を有する者として、宅地建物取引業法施行規則(昭和 32 年建設省令第 12 号)第 15 条の8第1項に規定する者

### (補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、次に掲げるものとし、補助事業者は、補助対象事業のいずれかを実施するものとする。

#### (1) 地域への支援事業

空き家に係る研修や専門家の現地派遣による技術支援その他の市町が空き家バンク登録物件の掘り起こしを促進するために実施する事業

#### (2) 良好な物件登録への支援事業

既存住宅状況調査技術者の養成その他の市町が空き家バンク登録物件の質の確保を図るために実施する事業

#### (3) マッチングへの支援事業

空き家見学ツアー、空き家マッチングイベント、情報掲載その他の市町が空き家の流通を促進するために実施する事業

### (補助金の額)

第4条 この補助金の額は、次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める補助対象経費の実支出額から国補助金および寄付金その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額とし、千円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。

1 基準額	2 補助対象経費
50 万円	前条に定める補助対象事業の実施に直接要する経費

(交付条件)

第5条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事にその旨を報告して、その指示を受けなければならない。
- (3) 事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出についての証拠書類を事業完了後5年間保管しておかななければならない。

(交付申請)

第6条 規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書は、別記様式第1号により別に定める日までに知事に提出するものとする。

- 2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たっては、補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかでない場合または補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかでない間接補助事業者に係る部分については、この限りでない。

(実績報告)

第7条 規則第12条に規定する補助事業実績報告書は、別記様式第2号により事業完了後30日以内に提出するものとする。

- 2 第6条第2項ただし書きの規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第8条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税等の申告により補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が確定したとき(消費税等仕入れ控除税額が0円の場合を含む)は、速やかに消費税等仕入れ控除税額報告書(別記様式第3号)を知事に提出しなければならない。

なお、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額があることが確定したときは、当該消費税等仕入れ控除税額を県に返還しなければならない。

(標準事務処理期間)

第9条 標準事務処理期間は、次の各号に掲げる事務の区分に応じて、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 規則第4条の規定による補助金等の交付の決定 第6条の規定に基づく交付の申請があった

日から起算して30日以内

(2) 変更交付決定 補助金の変更交付申請に係る申請書を受理した日から14日以内

(3) 規則第13条の規定による額の確定 第7条の規定に基づく実績報告があった日から起算して30日以内

(電子情報処理組織による申請等)

第10条 補助事業者は、第6条の規定に基づく交付の申請、第7条の規定に基づく実績報告および第8条の規定に基づく消費税仕入控除税額の確定の報告については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例(平成16年滋賀県条例第30号)第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(その他)

第11条 補助事業者は、間接補助事業者に間接補助金を交付するときは、次に掲げる条件を付さなければならない。

(1) 第6条第2項、第7条第2項、第8条に規定するところを準用すること。

2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度分の補助金に適用する。

(宛先)

滋賀県知事

申請者 市町長

年度滋賀県空き家バンク活用支援モデル事業費補助金の交付申請について

このことについて、下記により交付されるよう滋賀県空き家バンク活用支援モデル事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 添付書類

- (1)経費所要額調(別紙1)
- (2)経費支出予定額内訳書(別紙2)
- (3)事業計画書
- (4)歳入歳出予算書(抄本)

担当課:  
担当者氏名:  
電話:  
Mail:

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別紙1

経費所要額調

支出予定額 A	国補助金 および 寄付金その 他の収入額 B	差引額 (A-B) C	基準額 D	補助基本額 E	県補助 所要額 F (E×1/2)	備考
円	円	円	500,000円	円	円	

(注)E欄には、C欄とD欄を比較して少ない方の額を記入すること。

別紙2

経費支出予定額内訳書

項目	金額	積算内訳
	円	
計	A	

(注)A欄は、別紙1の「支出予定額」欄と一致すること。

(宛先)

滋賀県知事

申請者 市町長

年度滋賀県空き家バンク活用支援モデル事業費補助金の事業実績報告について

年 月 日付け滋 第 号で交付決定のあった標記補助金に係る事業実績について、滋賀県空き家バンク活用支援モデル事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により、次の関係書類を添えて報告します。

添付書類

- (1)経費精算額調(別紙3)
- (2)経費支出済額内訳書(別紙4)
- (3)事業実績報告書
- (4)歳入歳出決算(見込)書(抄本)
- (5)その他関係書類

担当課:  
担当者氏名:  
電話:  
Mail:

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別紙3

経費精算額調

支出済額 A	国補助金 および 寄付金その 他の収入額 B	差引額 (A-B) C	基準額 D	補助 基本額 E	県補助 所要額 F (E×1/2)	交付 決定額 G	差引額 (G-F)
円	円	円	500,000円	円	円	円	円

(注)E欄には、C欄とD欄を比較して少ない方の額を記入すること。

別紙4

経費支出済額内訳書

項目	金額	積算内訳
	円	
計	A	

(注)A欄は、別紙3の「支出済額」欄と一致すること。

(宛先)

滋賀県知事

申請者 市町長

年度滋賀県空き家バンク活用支援モデル事業費補助金の消費税仕入税額報告について

年 月 日付け滋 第 号で交付決定のあった標記補助金について、滋賀県空き家バンク活用支援モデル事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1	年 月 日付け滋 第 号による補助金の額の確定通知額	金	円
2	実績報告時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3	消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4	補助金返還相当額(3-2)	金	円

担当課:

担当者氏名:

電話:

Mail:

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。